

津島市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産への民間企業等の広告の掲載又は表示（以下「掲載等」という。）をするため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告の掲載等は、市の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第3条 市の資産のうち広告の掲載等ができるもの（市の資産の性質により広告の掲載等を行うことが適当でないものとして、市長又は教育委員会が定めるものを除く。以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の公有財産
- (4) その他広告媒体として広告の掲載等ができるものとして市長が認めるもの

(広告の掲載等に関する基準)

第4条 広告媒体に広告として掲載等を行う情報は、社会的な信頼性及び信用性の高いものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載等を行わない。

- (1) 市の資産の目的、公共性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は選挙運動に関するもの
- (3) 宗教活動に関するもの
- (4) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (7) 屋外広告物にあっては、景観の形成若しくは風致の維持又は交通の安全を害するおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載等を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載等ができる広告の内容、広告の掲載等をしようとする者その他広告の掲載等に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の掲載位置、規格、掲載期間、広告掲載料等の額等は、広告媒体ごとに当該広告媒体を所管する課又は室の長（以下「所管課長」という。）が定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として、公募によるものとする。

2 広告の募集期間その他募集に関する事項は、所管課長が定める。

(広告の掲載等の申込み)

第7条 広告の掲載等をしようとする者は、広告掲載申込書（様式第1）に所管課長

が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告の掲載等の決定)

第8条 前条の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、その掲載等の可否を決定する。

2 広告の掲載等をする旨の決定に当たっては、当該広告の募集に対して申込みのあった数が募集をした数を超えるときは、次に掲げる順序によるものとする。

- (1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告
- (2) 民間企業のうち市内に事務所又は事業所を有する法人が行う広告
- (3) 前2号に掲げる広告以外の広告

3 広告の掲載等の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(様式第2)により通知しなければならない。

(広告掲載料等)

第9条 広告の掲載等をする旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する日までに広告掲載料等を納付しなければならない。

2 広告主が、広告の掲載等の申込みを広告代理店を介して行った場合は、前項の規定にかかわらず、広告掲載料等を広告代理店が納付することができる。

3 納付された広告掲載料等は、第11条第2項の規定により広告の掲載等の決定を取り消したときを除き、還付しない。

(広告主の責任)

第10条 広告主は、掲載等をする広告の内容、広告の掲載等により発生する負担その他広告の掲載等に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

2 広告主は、決定を受けた広告の掲載等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し)

第11条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載等をする旨の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出期限までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- (2) 広告掲載料等を納付しなかったとき。
- (3) その他広告主の責めに帰する事由により広告の掲載等をするのが適当でなくなったとき。

2 広告の掲載等により市の業務に重大な支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき、又は市の都合により広告の掲載等ができなくなったときは、広告の掲載等をする旨の決定を取り消すことができる。

3 前2項の規定により広告の掲載等をする旨の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書(様式第3)により当該広告主に通知するものとする。

(津島市広告掲載審査委員会)

第12条 第8条の規定による広告の掲載等の可否の決定に当たり、所管課長が広告の掲載等に関する基準の適用に疑義があると認める場合において、当該広告の掲載等

について審査するため、津島市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長並びに総務部総務デジタル課長及び財政課長並びに総合政策部秘書広報課長をもって充てる。
- 5 委員長は、前項に定めるもののほか、審査の内容に関係のある課又は室があるときは、当該課又は室の長を臨時の委員とすることができる。
- 6 委員長は、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が委員長を代理する。

（委員会の会議）

第13条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（委員会の庶務）

第14条 委員会の庶務は、総合政策部秘書広報課において処理する。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体への広告の掲載等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

津島市広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）津島市長

申込者 住所(所在地)

.....
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）

.....
連絡先 電話番号

メールアドレス

担当者氏名

広告掲載者 住所(所在地)

.....
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）

.....
連絡先 電話番号

メールアドレス

津島市広告掲載要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体の種類	
広告の内容(※1)	
法人その他の団体の概要(※2)	
市税等納付状況 確認への同意	申し込みにあつては、津島市が申込者および広告に掲載されている事業者の津島市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

※1 広告に記載する文字・色など、広告の概要を記入してください。既に広告の原稿がある場合は、原稿を添付してください。

※2 当該団体の概要を記載した資料を添付することをもって代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

津島市広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

津島市長

年 月 日付で申込みのあった広告の掲載等について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない
(理由)

2 原稿提出期限 年 月 日

3 広告掲載料等 金 円

4 掲載料等納付期限 年 月 日

5 その他

6 取扱担当

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第11条関係）

津島市広告掲載取消通知書

第 号
年 月 日

様

津島市長

年 月 日付で決定した広告の掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

1 決定を取り消す理由

2 取扱担当

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。